

資料 3

社会資本総合整備計画  
「茨木市総合交通戦略」

事後評価方法書

平成 28 年 6 月

大阪府茨木市

## 目 次

(1) 成果の評価 .....	2
1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況 .....	2
2) その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現の計測 .....	5
(2) 実施過程の評価 .....	6
1) モニタリングの実施状況の確認 .....	6
2) 住民参加プロセスの実施状況の確認 .....	6
3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認 .....	6
(3) 効果発現要因の整理 .....	7
(4) 今後のまちづくり方策の作成 .....	7
(5) 事後評価原案等の公表 .....	7
(6) 評価委員会の審議 .....	7
(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定 .....	7
(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況 .....	7

### ※ 記入にあたっての留意事項

方法書提出様式の記入にあたっては、下記の点に留意してください。

1. 事後評価ならびにフォローアップの作業が円滑かつ確実に進められるよう、事後評価に関わる各評価項目の計測又は確認の時期、主体、手法等を具体的に記載してください。
2. 記入項目の詳細や記入例については「方法書作成の手引き」を参照してください。
3. 数値及び文章は、適宜、欄（枠）を拡張するなどして記入してください。

**(1) 成果の評価****1) 社会資本総合整備計画に記載した数値目標の達成状況****指標 1 :** 庄一丁目地区地区計画区域内の居住人口  
従前値 (H24) : 0 人 ⇒ 目標値 (H28) : 1,200 人**A : 事前評価時の『従前値』の求め方**

①従前値の基準時点	社会資本総合整備計画作成時の最新データ (平成 24 年 2 月 3 日時点)
②実施主体	建設部道路交通課 (社会資本総合整備計画主管課) ※機構改革前
③計測手法	・地区計画区域内の駅前マンション開発「(仮称) 茨木・庄一丁目計画」が未整備のため、事前評価時の『従前値』は 0 と設定した。

**B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方**

④計測時期	平成 28 年 10 月時点				
⑤実施主体	都市整備部市街地新生課 (社会資本総合整備計画主管課)				
⑥データの計測手法	・平成 28 年 9 月末の住民基本台帳人口の住所別世帯構成一覧データを抽出し、当該地区の居住人口として整理する。				
⑦評価値の求め方	・計測時点で指標に関連する事業が終了していないため、計測時点では当該事業による効果を踏まえた居住人口を把握することが不可能である。 ・計測時点において、一部の事業が完了による効果が発現されていると推定し、地区計画区域内の居住人口を評価値とした。 ・当市においては、毎三ヵ月末に住所別世帯構成一覧の住民基本台帳人口を整理しており、平成 28 年 9 月末における庄一丁目地区地区計画区域内の居住人口を、【平成 29 年 3 月 31 日】の評価値 (見込み値) とする。				
⑧確定/見込みの別	<table border="1"><tr><td></td><td>確 定</td></tr><tr><td>●</td><td>見 込 み</td></tr></table>		確 定	●	見 込 み
	確 定				
●	見 込 み				

**C : フォローアップ時の『確定値』の求め方**

⑨フォローアップの必要性	<table border="1"><tr><td>●</td><td>あ り</td></tr><tr><td></td><td>な し</td></tr></table>	●	あ り		な し
●	あ り				
	な し				
⑩計測時期	JR 新駅の開業後 (平成 30 年 3 月末) 1 ヶ月を経過した時点 (平成 30 年 5 月時点)				
⑪実施主体	都市整備部市街地新生課 (社会資本総合整備計画主管課)				
⑫計測手法	・平成 30 年 4 月末には、平成 30 年 3 月末における住民基本台帳人口が確定することから、それにより確定値とする。				

<b>指標 2 :</b>	<b>五反田橋梁下を通過する車両の桁接触事故件数</b> <b>従前値 (H24) : 4 件/年⇒目標値 (H28) : 0 件/年</b>	
<b>A : 事前評価時の『従前値』の求め方</b>		
①従前値の基準時点	社会資本総合整備計画作成時の最新データ (平成 24 年 2 月 3 日時点)	
②実施主体	建設部道路交通課 (社会資本総合整備計画主管課) ※機構改革前	
③計測手法	・ 事故件数を施設管理者である西日本旅客鉄道 (株) に問い合わせ、過去 7 年間 (H16~22) の平均値で設定した。	
<b>B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方</b>		
④計測時期	平成 28 年 10 月時点	
⑤実施主体	都市整備部市街地新生課 (社会資本総合整備計画主管課)	
⑥データの計測手法	・ 『従前値』と同様に西日本旅客鉄道 (株) に問い合わせ設定する。	
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 28 年度の上半期 (4 月~9 月) と空頭高さ改善後 (平成 28 年 7 月末予定) の五反田橋渠下を通過する車両の桁接触事故件数を西日本旅客鉄道 (株) に問い合わせ、計測する。</li> <li>・ また、空頭高さ改善後 (平成 28 年 7 月末予定) から平成 28 年 9 月末までの事故件数を【平成 29 年 3 月 31 日】の評価値 (見込み値) とする。</li> </ul>	
⑧確定/見込みの別	<input type="checkbox"/>	確定
	<input checked="" type="checkbox"/>	見込み
<b>C : フォローアップ時の『確定値』の求め方</b>		
⑨フォローアップの必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	あり
	<input type="checkbox"/>	なし
⑩計測時期	平成 30 年 5 月時点	
⑪実施主体	都市整備部市街地新生課 (社会資本総合整備計画主管課)	
⑫計測手法	平成 29 年度 (4 月~3 月) の事故件数を西日本旅客鉄道(株)に問い合わせ、評価値(確定値)とする。	

<b>指標 3 :</b>	<b>JR 茨木駅の年間乗降客数</b> <b>32,352,870 人/年 (88,638 人/日平均) → 33,812,870 人/年 (92,638 人/日平均)</b>	
<b>A : 事前評価時の『従前値』の求め方</b>		
①従前値の基準時点	社会資本総合整備計画変更時の最新データ (平成 26 年 3 月 20 日時点)	
②実施主体	都市整備部市街地新生課 (社会資本総合整備計画主管課)	
③計測手法	・平成 25 年 9 月に西日本旅客鉄道 (株) が公表する「データで見る JR 西日本 2013 (平成 24 年度各駅別乗車人員)」結果を用いて設定した。	
<b>B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方</b>		
④計測時期	平成 28 年 9 月末時点	
⑤実施主体	都市整備部市街地新生課 (社会資本総合整備計画主管課)	
⑥データの計測手法	・平成 28 年 5 月末に西日本旅客鉄道 (株) が公表する「データで見る JR 西日本 2016 (平成 27 年度各駅別乗車人員)」結果を用いる。	
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計測時点で指標に関連する事業が終了していないため、計測時点では当該事業による効果を踏まえた年間乗降客数は把握することは不可能である。</li> <li>・また、平成 28 年度の日平均乗車人員は平成 29 年 5 月末に公表される予定であり、平成 27 年度の日平均乗車人員が最新のデータである。</li> <li>・よって、交付終了年度の前年度である平成 27 年度の日平均乗車人員から乗降客数を算出し、評価基準日【平成 29 年 3 月 31 日】の評価値 (見込みの値) とする。</li> </ul>	
⑧確定/見込みの別		確定
	●	見込み
<b>C : フォローアップ時の『確定値』の求め方</b>		
⑨フォローアップの必要性	●	あり
		なし
⑩計測時期	交付終了後 1 年 2 ヶ月を経過した時点 (平成 30 年 5 月末時点)	
⑪実施主体	都市整備部市街地新生課 (社会資本総合整備計画主管課)	
⑫計測手法	・平成 30 年 5 月末に、西日本旅客鉄道 (株) へ「平成 29 年度 JR 茨木駅乗車人員」を問い合わせ、平成 29 年度の JR 茨木駅の年間乗降客数を算出し、確定値とする。	

## (1) 成果の評価

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

数値指標：	<b>(仮称) JR 総持寺駅周辺(半径 700m 圏内)の新設住宅戸数(戸)</b> <b>従前値(H24):96戸</b>		
記述理由	・指標1「庄一丁目地区地区計画区域内の居住人口」は、駅前マンション開発「(仮称)茨木・庄一丁目計画」の居住人口であり、本整備事業による効果を十分に評価しきれないため、指標1の補足指標として本指標の計測を行う。		
<b>A：事前評価時の『従前値』の求め方</b>			
①従前値の基準時点	「平成24年度建築確認申請」結果調査時（平成28年9月末時点）		
②実施主体	都市整備部市街地新生課（社会資本総合整備計画主管課）		
③計測手法	・「平成24年度建築確認申請」から（仮称）JR 総持寺駅周辺（半径700m圏内）のデータを抽出し、新設住宅戸数として整理した。		
<b>B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方</b>			
④計測時期	平成28年9月末時点		
⑤実施主体	都市整備部市街地新生課（社会資本総合整備計画主管課）		
⑥データの計測手法	・平成28年4月末に公表される「平成27年度建築確認申請」から（仮称）JR 総持寺駅周辺（半径700m圏内）のデータを抽出し、新設住宅戸数として整理する。		
⑦評価値の求め方	・計測時点で指標に関連する事業が終了していないため、計測時点では当該事業による効果を踏まえた新設住宅戸数を把握することが不可能である。 ・また、平成28年度の新設住宅戸数は平成29年4月末に公表される予定であり、平成27年度の新設住宅戸数が最新のデータである。 ・よって、交付終了年度の前年度である「平成27年度の新設住宅戸数」を評価基準日【平成29年3月31日】の評価値（見込みの値）とする。		
⑧確定／見込みの別	<input type="checkbox"/>	確定	
	<input checked="" type="checkbox"/>	見込み	
<b>C：フォローアップ時の『確定値』の求め方</b>			
⑨フォローアップの必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	あり	
	<input type="checkbox"/>	なし	
⑩計測時期	JR 新駅の開業後(平成30年3月末)1ヶ月を経過した時点(平成30年5月)		
⑪実施主体	都市整備部市街地新生課（社会資本総合整備計画主管課）		
⑫計測手法	・平成30年4月末には、平成29年度の建築確認申請が公表されることから、（仮称）JR 総持寺駅周辺（半径700m圏内）のデータを抽出し、確定値とする。		

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

<b>数値指標：</b>	<b>庄一丁目地内の公示価格（標準地）の変動率（％）</b> <b>従前値（H24）：100％</b>	
<b>記述理由</b>	・指標1「庄一丁目地区地区計画区域内の居住人口」は、駅前マンション開発「(仮称)茨木・庄一丁目計画」の居住人口であり、本整備事業による効果を十分に評価しきれないため、指標1の補足指標として本指標の計測を行う。	
<b>A：事前評価時の『従前値』の求め方</b>		
①従前値の基準時点	「平成25年地価公示価格」結果調査時（平成28年9月末時点）	
②実施主体	都市整備部市街地新生課（社会資本総合整備計画主管課）	
③計測手法	・平成25年地価公示価格（標準地）の庄一丁目地内のデータを抽出し、整理した。	
<b>B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方</b>		
④計測時期	平成28年9月末時点	
⑤実施主体	都市整備部市街地新生課（社会資本総合整備計画主管課）	
⑥データの計測手法	・平成28年地価公示価格（標準地）の庄一丁目地内のデータを抽出し、整理する。	
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計測時点で指標に関連する事業が終了していないため、計測時点では当該事業による効果を踏まえた地価公示価格（標準地）を把握することが不可能である。</li> <li>・また、平成29年の地価公示価格（標準地）は平成29年3月末に公表される予定であり、平成28年の地価公示価格（標準地）が最新のデータである。</li> <li>・よって、交付終了年度の前年度である「平成28年の地価公示価格」を評価基準日【平成29年3月31日】の評価値（見込みの値）とする。</li> </ul>	
⑧確定／見込みの別		確定
	●	見込み
<b>C：フォローアップ時の『確定値』の求め方</b>		
⑨フォローアップの必要性	●	あり
		なし
⑩計測時期	JR新駅の開業後（平成30年3月末）1年を経過した時点（平成31年3月末）	
⑪実施主体	都市整備部市街地新生課（社会資本総合整備計画主管課）	
⑫計測手法	・平成31年3月末には、平成31年地価公示価格が公表されることから、庄一丁目地内のデータを抽出し、確定値とする。	

## (2) 実施過程の評価

### 1) モニタリングの実施状況の確認

#### A: 社会資本総合整備計画への記載状況および実施状況

- ア 社会資本総合整備計画に実施することを記載した  
イ 社会資本総合整備計画に記載しなかった  
ウ 社会資本総合整備計画に記載はないが実施した

#### B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

#### C: 事後評価時の確認方法

① 時 期

② 確 認 先

③ 確認方法

### 2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

#### A: 社会資本総合整備計画への記載状況および実施状況

- ア 社会資本総合整備計画に実施することを記載した  
イ 社会資本総合整備計画に記載しなかった  
ウ 社会資本総合整備計画に記載はないが実施した

#### B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

茨木市総合交通戦略協議会や茨木市バリアフリー基本構想協議会等との協議において議論

#### C: 事後評価時の確認方法

① 対 象

茨木市バリアフリー基本構想協議会等の実施状況について確認する

② 時 期

交付終了年度 (平成 28 年 9 月末時点)

③ 確 認 先

都市整備部市街地新生課 (社会資本総合整備計画主管課)

④ 確認方法

茨木市総合交通戦略協議会や茨木市バリアフリー基本構想協議会等との協議の活動記録及び議事録で、住民参加プロセスの実施状況を確認する

### 3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

#### A: 社会資本総合整備計画への記載状況および実施状況

- ア 社会資本総合整備計画に実施することを記載した  
イ 社会資本総合整備計画に記載しなかった  
ウ 社会資本総合整備計画に記載はないが実施した

#### B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

茨木市バリアフリー基本構想協議会の継続(各年度 1 回予定)

#### C: 事後評価時の確認方法

① 対 象

茨木市バリアフリー基本構想協議会の実施状況について確認する

② 時 期

交付終了年度 (平成 28 年 9 月末時点)

③ 確 認 先

都市整備部市街地新生課 (社会資本総合整備計画主管課)

④ 確認方法

茨木市バリアフリー基本構想協議会の協議の活動記録及び議事録で、持続的なまちづくり体制を確認する



都道府県名	大阪府
市町村名	茨木市
計画名	茨木市総合交通戦略
計画期間	平成 24 年度～平成 28 年度
作成者	部署 都市整備部 市街地新生課
	役職 主査
	氏名 参河 祥道
連絡先	T E L 072-620-1821
	F A X 072-620-1730
	E-mail shigaichi@city.ibaraki.lg.jp